

弁護士の有無が民事裁判の 結果に及ぼす影響に関する数量分析

—平成30年の神戸地裁の訴訟記録から—

幸 田 功
三 宅 敦 史
岡 本 弥

神戸学院経済学論集

第55巻 第4号 抜刷

令和6年3月発行

弁護士の有無が民事裁判の 結果に及ぼす影響に関する数量分析

——平成30年の神戸地裁の訴訟記録から——

幸 田 功
三 宅 敦 史
岡 本 弥

1. はじめに

一般に、民事裁判では、弁護士に依頼した方が依頼しない場合よりも、裁判の結果や時間の点で有利となると考えられている。「裁判のプロである弁護士に報酬を支払って依頼するのだから、有利な見返りがあって当然だろう」という発想は、一見合理的であるように思われる。しかし、この当たり前とも思える考え方が本当に妥当であるかについては、これまで十分に検証されてこなかったようである。また、それが妥当であるとしても、弁護士が付くことで裁判の結果や時間は具体的にどの程度有利となるのであろうか。本稿では、これらについて分析を行う。

民事裁判の運用の実態を明らかにするためには、民事裁判が実際に利用されたケースから得られる情報が有用となる。この民事裁判の利用に関する情報を集める手段には、大別して、①訴訟の当事者や弁護士に対して質問を発して回答を得る方法と、②裁判所が保管している民事訴訟の事件記録を閲覧して記載内容を転記する方法とがある。⁽¹⁾

①の方法は、利用者の満足度などの主観的な評価の情報が得られる点にメ

弁護士の有無が民事裁判の結果に及ぼす影響に関する数量分析

リットがあるが、回答があったものだけがデータとなるため、回収率が不十分であったり、回答者に偏りが生じうる等の問題がある。これに対し、②の方法は、得られる情報は客観的な事実のみであるが、それ自体からも多くの情報が得られ、回収率や回答者の偏りなどの問題は基本的⁽²⁾に生じない。客観的なデータに基づく数量分析に関心を持つ著者らは、調査・分析の手段として②の方法を選択した。

以下では、第2章で先行研究の概要を整理し、本研究の新たな貢献について述べる。第3章では本研究における民事訴訟記録の調査事項と調査方法について説明する。第4章では調査で得られたデータの分析結果を記す。第5章では分析結果から冒頭の仮説についての検証と分析結果の評価を行うことにする。

2. 先行研究と本研究の新規性

(1) 先行研究の紹介

民事裁判の実態について数量的に分析した研究はこれまでもいくつか行われてきたが、1990年以降により盛んになった。⁽³⁾1990年以降に行われた大規模な調査には、上記①の訴訟利用者等に質問を発する調査のみを行ったものとして、(ア) 司法制度改革審議会による調査(2000年)⁽⁴⁾と、それを引き継いで継続的に実施されている民事訴訟制度研究会による民事訴訟利用者調査(2006年、2011年、2016年、2021年)がある。他方、②の民事訴訟の事件記録を閲覧する調査のみを行ったものとして、(イ) 民事訴訟実態調査研究会による調査(1991年、2000年)がある。また、②の記録調査を行った後で、そこで得られた情報をもとに、①の訴訟利用者等に対する質問調査を行う方法もある。この調査には、(ウ)「法化社会における紛争処理と民事司法」プロジェクトによる調査

(1) 佐伯(2020)

(2) 齋藤(2020)、佐伯(2020)

(3) これまでの先行研究の詳細は佐伯(2020)を参照。

(4) 調査実施年ではなく調査対象年である。以下同じ。

（2004年）と、（エ）「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトによる調査（2014年）がある。そして、上記（エ）の訴訟記録調査を分析した結果が、『社会科学研究』第71巻第2号（2020）「特集 民事訴訟の実証分析—全国訴訟記録調査から—」において6編の論文にまとめられている。そのうち、本研究に関する論文を以下で紹介する。

飯田（2020b）は調査（エ）に基づき、「認容率」⁽⁵⁾、「和解率」⁽⁵⁾、「取下率」⁽⁵⁾について自然人と法人の違いや代理人の有無の視点から分析を行っている。そこでは、原告が法人であれば原告が自然人である場合と比べて認容率が上昇し取下率は低下するのに対し、被告が法人であれば逆に認容率が低下し取下率が上昇すると結論づけている。次に、代理人の有無については、原告側に代理人が付いている場合、認容率と和解率は上がり、取下率は下がる。一方で、被告側に代理人が付いている場合は、認容率と取下率が下がり、和解率が上がることを見出している。

また、齋藤（2020）では、原告と被告それぞれの代理人の有無の組み合わせによって、和解率や判決内容（認容・一部認容・棄却）の傾向が分析されている。そこでは、代理人の有無と和解率については、被告代理人なし＜被告のみ代理人あり＜双方代理人あり、の順番で訴訟上の和解率が上昇すると推定している。また、代理人の有無と判決内容については、「双方に代理人なし」では9割弱の事件が請求認容であるところ、「原告のみ代理人あり」では請求認容が9割5分に高まり、また、「被告のみ代理人あり」の場合には請求棄却で終わった割合が6割を超えることを明らかにしている。この結論から、判決内容に限れば、代理人が付いた当事者がより有利な結果を得ているようである。

さらに、森（2020）では、裁判にかかる時間に影響を与える要因を分析して

(5) ここでいう「認容率」は、第一審が判決で終了した事件の数を分母とし、全部認容または一部認容の判決が出た事件を分子として算出したものとされ、また、「和解率」と「取下率」は、訴訟が和解または取下げで終了した割合として算出されている。

弁護士の有無が民事裁判の結果に及ぼす影響に関する数量分析

おり、原告・被告に弁護士が付いているか否かについて注目している。そこでは、被告に弁護士が付いている場合に、原告・被告とも弁護士が付いていない本人訴訟の場合よりも裁判は長くなり、とりわけ原告・被告ともに弁護士が付いている場合はさらに裁判が長くなるという結論が得られている。

(2) 本研究の新規性

本研究では上述の調査(イ)・(ウ)・(エ)と同様に、訴訟記録から得られる独自のデータを用いて、弁護士の有無による訴額に対する認容額や和解の解決金額の比率(以下では「獲得率⁽⁶⁾」と呼ぶ)と裁判期間について分析を行う。獲得率について分析した論文はほとんど存在しない。一方、裁判期間については、森(2020)などで分析がなされている。森(2020)では、上記(ウ)の2004年の調査と合わせるため、原告・被告の両方が法人である場合を除いて分析しているが、本研究では、原告・被告の両方が法人である場合も含め、訴え提起から終結までの期間について分析の対象とする。以上により、原告が得られる金額と被告が失うことを免れる金額、訴えの提起から結果が得られるまでの期間の長さという点からも、弁護士が付くことで原告または被告が有利となるのか、また有利となる場合の程度についても検証を行うことができる。

飯田(2020b)や齋藤(2020)では、代理人が付くのが自然人であるか法人であるかについて識別がなされていないが、事件標目によって被告と原告について法人であるか自然人であるかの分布が異なる可能性がある。例えば、相続関係であれば相続人である自然人の間での裁判が一般的であろうし、売買代金関係や請負関係については、法人同士の争いになることが多いように思われる。このように、事件標目の違いが裁判結果に影響を与えることが想定されるので、事件の当事者らが自然人あるいは法人であるかを区別する必要があるだろう。

(6) 民事裁判を利用した原告が訴額に対して経済的利益をどれだけ獲得できたのかを判決と和解で共通に検討するための造語である。被告については、「(訴額-原告が獲得した経済的利益)÷訴額」を被告の獲得率とする。

そこで本研究では、交差項を用いて分析をおこなった。

以上が本研究と先行研究との違いである。

3. 訴訟記録調査の対象と方法

本研究の基盤となるデータの収集は次のように行った。調査の対象や項目、方法等を決定するにあたっては、飯田（2020a）の方法を大いに参考にした。

(1) 調査の対象

まず、本研究では調査能力に制約があるため、調査する裁判所は神戸地方裁判所の本庁1ヵ所に限定した。また、調査する事件は、平成30年に神戸地裁が新たに受付けた民事通常事件（符号「ワ」）であり、件数は約2250件であった。そのうち約10%をランダムに抽出して調査の対象とした。これらの中から、本調査終了の時点（令和5年8月7日）で移送や係属中のため閲覧できない事件記録や、併合事件、反訴事件、督促異議事件などは分析の都合上除外し、合計193件について調査した。

調査項目は、①訴状の受付日と事件の終結日、②訴額と認容額または和解の場合の解決金額⁽⁷⁾、③事件の標目、④訴訟の結果、⑤原告・被告の自然人・法人の別とそれぞれの代理人の有無⁽⁸⁾、⑥第1回口頭弁論時の被告の陳述の有無（いわゆる欠席判決事件か否か）、⑦口頭弁論及び弁論準備手続の回数⁽⁹⁾である。

③の事件の標目は、先行研究（エ）を参考に、「(1) 貸金関係」、「(2) 保証関係」、「(3) 売買代金関係」、「(4) 立替金・求償金関係」、「(5) 契約関係の損

(7) 認容額や和解の解決金について、遅延損害金等の情報は収集したが、データ分析の際は除外した。

(8) 原告・被告に自然人と法人の両方が含まれる場合は、法人に統一した。

(9) なお、本研究は、先行研究のように訴訟記録から得られた情報から訴訟当事者や代理人に対して個別調査を行う予定はないため、氏名・住所などの個人情報の収集は行わなかった。もっとも、本研究の調査により得られた情報の管理は厳重に行なった。

弁護士の有無が民事裁判の結果に及ぼす影響に関する数量分析

表 1. 調査結果 事件の標目別件数

事件の標目	件数	事件の標目	件数
(1) 貸金関係	7	(9) 家賃・地代関係	1
(2) 保証関係	1	(10) 土地・建物の明渡し	60
(3) 売買代金関係	2	(11) 土地・建物登記関係	6
(4) 立替金・求償金関係	10	(12) 相続関係	0
(5) 契約関係の損害賠償	3	(13) 不当利得返還	22
(6) 請負関係	2	(14) 労働	6
(7) 交通事故関係の損害賠償	23	(15) 債務不存在確認	4
(8) 交通事故以外の損害賠償	33	(16) その他	13

害賠償」, 「(6) 請負関係」, 「(7) 交通事故関係の損害賠償」, 「(8) 交通事故以外の損害賠償 (国家賠償請求も含む)」, 「(9) 家賃・地代関係」, 「(10) 土地・建物の明渡し」, 「(11) 土地・建物登記関係」, 「(12) 相続関係」, 「(13) 不当利得返還 (過払金を含む)」, 「(14) 労働」, 「(15) 債務不存在確認」, 「(16) その他」⁽¹⁰⁾とし、いずれか一つに分類した。分類結果は表1の通りである。

(2) 調査の方法

本研究における民事訴訟記録のデータの収集方法は、著者らが神戸地方裁判所に出向いて、訴訟記録の閲覧制度（民事訴訟法91条1項）を利用し、1件あたり150円の手数料を支払い1件ずつ行った。当事者及び利害関係を疎明した第三者以外は訴訟記録の謄写はできないため（同3項参照）、訴訟記録から必要事項を転記した。なお、訴訟記録の閲覧は裁判所の執務に支障があるときはすることができずと規定されている（同5項）。著者らによる閲覧は事件の関係者による閲覧とは異なり、研究調査目的であるため、一度に10件程度の調査となった。

(10) 原則として、訴訟記録の表紙に記載された名称をもとに分類を行ったが、著者らの判断で、表紙とは異なる事件標目に分類した事件もある。

4. 分析

(1) 変数の説明

以下の実証分析に用いる変数のうち、まず、被説明変数について述べる。被説明変数として、①裁判期間、②獲得率、の2つを採用した。①は民事訴訟記録に記載された「受付日」から「終結日」までの期間である。②は認容額・和解解決金額を訴額で割った値である。次に説明変数である。原告、被告、代理人（弁護士）といった、裁判に参加する主体に関する情報からダミー変数を作成した。原告・被告に代理人が付いているか、また、原告・被告が自然人あるいは法人であるかは、民事訴訟記録の記載に基づいて識別した。まず、代理人については、それが原告であるか被告であるかを区別し、それぞれについて、代理人が存在する場合に1を、存在しない場合に0をとる二値ダミー変数を作成した。これにより、原告・被告のそれぞれについて、代理人がいる場合とそうでない場合で、裁判期間や獲得率に及ぼす影響に違いがあるかを確かめることが可能となる。次に、原告・被告のそれぞれについて、自然人である場合に1を、法人である場合に0をとるダミー変数を作成した。原告・被告の各々について、自然人のケースと法人のケースで、裁判結果に与える影響に違いが生じているかを確認することができる。

代理人の存在が裁判期間や獲得率に与える影響は、原告・被告が自然人であるか、あるいは法人であるかによっても左右されるとみられる。この点を検証するため、原告自然人ダミーと原告代理人ありダミー、及び、被告自然人ダミーと被告代理人ありダミーとの交差項を導入した。また、裁判において、例えば、「原告と被告の両方が自然人」あるいは「原告が自然人で被告が法人」といった、原告と被告の属性の違いが裁判結果に影響するか確かめるため、原告自然人ダミーと被告自然人ダミーとの交差項も導入した。

それ以外に、事件標目の違いを表すダミー変数を作成して用いた。分析サンプルに含める標目として、「貸金関係」、「保証関係」、「売買代金関係」、「立替

弁護士の有無が民事裁判の結果に及ぼす影響に関する数量分析

表 2. 記述統計量

変数名	観測数	平均	標準誤差
裁判に要する期間 (日)	155	256.213	254.626
獲得率	162	0.542	0.445
原告自然人ダミー	162	0.611	0.489
被告自然人ダミー	160	0.669	0.472
原告自然人ダミー×被告自然人ダミー	160	0.363	0.482
原告代理人ありダミー	162	0.883	0.323
被告代理人ありダミー	160	0.456	0.500
原告自然人ダミー×原告代理人ありダミー	162	0.512	0.501
被告自然人ダミー×被告代理人ありダミー	160	0.263	0.441
事件標目 (以下はいずれも二値ダミー)			
貸金関係	162	0.037	0.189
保証関係	162	0.006	0.079
売買代金関係	162	0.012	0.111
立替金・求償金関係	162	0.056	0.230
契約関係の損害賠償	162	0.019	0.135
請負関係	162	0.012	0.111
交通事故関係の損害賠償	162	0.117	0.323
交通事故以外の損害賠償	162	0.154	0.362
土地・建物の明渡し	162	0.315	0.466
土地・建物登記関係	162	0.037	0.189
不当利得返還	162	0.123	0.330
労働	162	0.025	0.156
債務不存在確認	162	0.025	0.156
その他	162	0.062	0.241

金・求償金関係」, 「契約関係の損害賠償」, 「請負関係」, 「交通事故関係の損害賠償」, 「交通事故関係以外の損害賠償」, 「土地・建物の明渡し」, 「土地・建物登記関係」, 「不当利得返還」, 「労働」, 「債務不存在確認」, 「その他」の14種類が存在する。それぞれについて、該当する場合に1、しない場合に0をとるダミー変数を作成した。

裁判期間や獲得率が事件標目によって異なるとみられ、当該ダミー変数の導

入により、これらの影響をコントロールできることが期待される。

記述統計量は表2に掲載されている。

(3) 推計結果と解釈

最小二乗法による推計結果は表3の通りである。

(1)–(3)は被説明変数が裁判期間に、(4)–(6)は獲得率に関するものである。(1)と(4)は事件標目を除いた推計結果である。また、(1)(2)(4)(5)は答弁書の提出がなく、第1回口頭弁論期日に被告が欠席する「欠席裁判」のケースを分析サンプルから除いている。

まず、被説明変数を裁判期間とした推計式(1)–(3)をみると、原告自然人ダミーや被告自然人ダミーがいずれにおいても負に有意となっている。原告と被告のいずれにおいても、自然人である場合は、法人である場合と比べて、裁判期間が短くなるとみられる。また、両者の交差項が正に有意となっている。このことから、原告と被告の両方もが自然人あるいは法人である場合、そうでないケースと比較して、裁判期間が長くなる傾向があるといえる。

代理人に関する結果では、被告代理人ありダミーがいずれの推計式においても正に有意となっている。このことは、被告に代理人が付く場合、裁判が長期化することを示している。被告自然人ダミーとの交差項は非有意となっていることから、被告に代理人が付いたときに生じる影響は、被告が自然人か、あるいは法人かによって有意な違いがないといえる。原告自然人ダミーの単独項に加えて、原告代理人ありダミーとの交差項も非有意であることから、原告の代理人が裁判期間に及ぼす影響はほとんどみられないといえる。

次に、被説明変数を獲得率とした推計式(4)–(6)をみてみよう。被説明変数が裁判期間のケースとは異なり、原告自然人ダミーおよび被告自然人ダミーで有意となったものはない。両者の交差項も非有意となった。このことは、原告および被告が自然人または法人であるかの違いによって獲得率に有意な差が

弁護士の有無が民事裁判の結果に及ぼす影響に関する数量分析

表3. 推計結果

推計式	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	被説明変数					
	説明変数	裁判期間			獲得率	
原告自然人ダミー	-393.443** (164.679)	-539.638*** (186.078)	-349.964** (138.299)	0.180 (0.280)	0.181 (0.312)	0.140 (0.264)
被告自然人ダミー	-447.102*** (109.628)	-477.435*** (135.364)	-265.160*** (71.601)	0.123 (0.186)	0.290 (0.226)	0.096 (0.136)
原告自然人ダミー×被告自然人ダミー	413.965*** (111.695)	478.428*** (132.375)	286.737*** (79.484)	-0.094 (0.187)	-0.152 (0.218)	0.219 (0.150)
原告代理人ありダミー	108.951 (128.284)	55.942 (134.899)	54.850 (110.725)	0.681*** (0.219)	0.615*** (0.226)	0.737*** (0.212)
被告代理人ありダミー	224.517*** (68.414)	218.499*** (82.568)	292.397*** (60.316)	0.046 (0.114)	0.148 (0.138)	-0.022 (0.115)
原告自然人ダミー×原告代理人ありダミー	43.083 (145.883)	122.940 (155.214)	92.546 (124.762)	-0.489* (0.247)	-0.475* (0.259)	-0.554** (0.237)
被告自然人ダミー×被告代理人ありダミー	104.545 (95.528)	67.996 (109.508)	15.826 (76.580)	0.041 (0.159)	-0.082 (0.178)	-0.200 (0.143)
標目 [土地・建物の明渡し]						
貸金関係		44.292 (150.486)	113.098 (83.247)		0.332 (0.252)	0.117 (0.159)
保証関係		28.756 (230.318)	24.226 (189.627)		0.145 (0.384)	-0.058 (0.361)
売買代金関係		-136.745 (238.158)	-172.086 (140.411)		-0.016 (0.398)	-0.095 (0.268)
立替金・求償金関係		-237.975* (122.451)	-148.590** (71.423)		0.237 (0.205)	0.056 (0.137)
契約関係の損害賠償		-27.806 (146.657)	31.286 (115.533)		-0.254 (0.245)	-0.516** (0.220)
請負関係			-279.326** (134.698)			0.151 (0.257)
交通事故関係の損害賠償		31.319 (112.420)	47.109 (76.217)		0.176 (0.179)	-0.063 (0.134)
交通事故以外の損害賠償		33.376 (104.390)	41.770 (66.137)		0.006 (0.171)	-0.238* (0.122)
土地・建物登記関係		106.677 (147.277)	75.053 (83.802)		0.467* (0.245)	0.323** (0.159)
不当利得返還		18.127 (110.125)	66.725 (69.013)		0.235 (0.183)	-0.033 (0.130)
労働		67.381 (144.822)	81.325 (109.845)		0.239 (0.240)	-0.006 (0.207)
債務不存在確認		-162.692 (133.399)	-138.579 (104.047)		-0.020 (0.223)	-0.260 (0.198)
その他		131.078 (104.938)	146.643** (72.605)		0.035 (0.175)	-0.141 (0.130)
定数項	419.748** (161.015)	518.500*** (189.139)	290.945** (130.192)	-0.152 (0.274)	-0.305 (0.317)	0.065 (0.249)
観測数	103	103	153	109	109	160
決定係数	0.495	0.558	0.584	0.240	0.349	0.490

(注1) () は標準誤差である。

(注2) ***, **, * はそれぞれ, 1%, 5%, 10%水準で有意である。

(注3) [] はリファレンス・グループである。

生じないことを示すものである。

代理人に関する結果では、すべての推計式において、原告代理人ありダミーが正に有意となっている。原告に代理人が付く場合、獲得率が上昇することを示唆している。一方、被告代理人ありダミーは非有意であったことから、獲得率の上昇に与える影響は原告に代理人が付く場合に限られる。また、原告代理人ありダミーと原告自然人ダミーとの交差項はすべての推計式で負に有意となった。原告に代理人が付く場合に獲得率に与える影響は、原告が法人の場合に獲得率をより高める方向で発揮されるとみられる。

5. 仮説の検証と分析結果の評価

(1) 分析結果による仮説の検証

前章の分析結果から、本稿冒頭の仮説（「民事裁判では、弁護士に依頼した方が依頼しない場合よりも、裁判の結果や時間の点で有利となる」とする考え方）について検証する。

まず、原告に代理人が付く場合には、裁判期間に影響はないが、獲得率が上昇し、原告が法人である場合には獲得率がより高まる結果となる。これは、弁護士が付くと裁判の結果である原告の獲得率がより高まり有利となるから、上記仮説の正しさを裏付けるものである。裁判のプロである弁護士のサポートがあったことがその原因の1つと考えられる。飯田（2020b）では、原告側に代理人が付いている場合に認容率と和解率⁽¹¹⁾が上がり、取下率が下がるという分析結果が得られているが、本研究と同じ傾向を示すものといえる。

次に、被告に代理人が付く場合には、裁判がより長期化するが、獲得率について影響は認められない。これは、弁護士が付くと被告がより多くの時間を失うだけで不利となるから、上記仮説を否定することになる。森（2020）も、特

(11) 認容率は全部認容はもちろん一部認容の場合にも原告は経済的利益を獲得しており、また、和解の場合は解決金が必ず支払われるわけではないが解決金が支払われる場合などには経済的利益を獲得する。

弁護士の有無が民事裁判の結果に及ぼす影響に関する数量分析

に被告に弁護士が付いている場合に、原告・被告とも弁護士が付いていない本人訴訟の場合よりも、裁判期間は長くなるとする結論を見出しており、本研究の結果と整合する。

しかし、本研究の分析結果だけで考えると、被告は、獲得率の上昇という見返りもないのに、ただ裁判を長期化させるために報酬を支払って弁護士に依頼していることになる。このような被告の行動は本人にメリットがないのであるから、一見して合理的でないように思われる。そこで、この分析結果をどのように評価するかが問題となる。

(2) 分析結果に対する評価

齋藤（2020）は、「重要な留意点として、代理人の有無と訴訟結果の傾向を明らかにしたとしても、必ずしも代理人が付くことによる効果（因果関係）を解明できるわけではない」と指摘する。また、森（2020）も、「弁護士がついているので長期化しているのか、長期化するような性質の事件だから弁護士がついているのかという因果関係の方向はわからないことには注意を要する」と述べている。このような観点から、もともと事案の複雑さなどのために裁判に時間がかかりそうな事件については、被告本人だけでは訴訟進行が困難であるから弁護士が付くことになった、と推測することは十分に説得的である。⁽¹²⁾

上記の推測とは別の角度から本研究の分析結果を評価することができないだろうか。幸田・岡本・三宅（2021）では、2011年の「民事訴訟利用者調査」（民事訴訟制度研究会）のデータを用いて、民事訴訟の利用者に対してその評価を尋ねる同調査の結果を分析した。そこでは、「裁判の中で、自分の側の立場を十分に主張できた」ことよりも、「相手側の主張・立証について十分に理解できた」ことが利用者の満足度を高めることが確認された。この利用者の満足

(12) このように考えると、原告に代理人が付く場合に獲得率が上昇するという結論も、弁護士が付いたから獲得率が上昇したのではなく、勝てそうな事件だから弁護士が積極的に受任したと推測することも可能である。

が高まることは、本研究で分析の対象とした獲得率の高さと裁判期間の短さと同様に、原告・被告ともにメリットがあるといえるであろう。そして、原告・被告が相手側の主張・立証を十分に理解するためには、法律の専門家である弁護士の果たす役割が大きく、また、原告・被告ともに受任した弁護士との間に信頼関係が構築されていることが、スムーズな理解のために必要となると考えられる。

他方で、民事裁判において訴える側の原告と訴えられる側の被告とでは弁護士に依頼する状況には次のような違いがあると考えられる。すなわち、原告は、訴えを提起しようとする前に弁護士による法律相談や面談等を受けることで、その弁護士との信頼関係を構築した上で訴えを提起するかどうかを決断することができる。このため、原告が弁護士を付けて訴えを提起した段階では、原告と弁護士の間には信頼関係がある程度構築されていることが多いと思われる。これに対し、被告は、ある程度は訴えられることを予知できることがあり得るとしても、実際に訴えられてから裁判に臨む立場にある⁽¹³⁾。とすれば、被告が弁護士に依頼するとしても、顧問弁護士と契約をしているなどの場合以外には、被告と事件を受任した弁護士との間の信頼関係は、受任時から応訴後にわたって徐々に構築されていくと考えられる。この結果、被告が依頼した弁護士を介して相手方である原告の主張・立証を理解するには、原告の場合と比べてより多くの時間を要することとなり、このことが被告に代理人が付く場合に裁判がより長期化する要因の一つとなっているのではないかと推測する。

上記の推測の検証は、分析の対象となる民事事件のサンプル数を増やすことができればより正確に行うことができる。また、本稿の分析結果以外にも様々

(13) 太田(2021)では、裁判の費用や期間、勝訴の見込みについて、訴訟の当初における見込みとその達成度合を弁護士に尋ね、被告側弁護士よりも原告側弁護士の方が自分の依頼者に有利なものとなっていると分析している。その理由として、「被告側は受け身であり、その代理人についても多くの場合に依頼者は訴えられてから相談に来るため、受任せざるを得ないという受け身性が引き継がれる」点を挙げている。

弁護士の有無が民事裁判の結果に及ぼす影響に関する数量分析

な発見があることが期待できる。今後は民事訴訟記録の調査対象を広げることで分析に使用できるデータ数を増やしていき、より詳細かつ多様な分析に繋げることが今後の課題である。

本稿は、2022年度神戸学院大学研究助成金（研究区分C）、研究課題「経済学的分析に基づく民事訴訟制度の法学的評価」の成果の一部である。

神戸地方裁判所の民事訟廷事務室の担当者の方々のご協力なくしては本研究の前提となるデータ収集は行えなかった。改めて謝意を申し上げたい。また、民事訴訟記録からの情報収集の際には著者らからの依頼に応じて正確な作業を遂行して頂いた研究補助者の方に謝意を表する。弁護士の赫高規氏には実務家の視点から数々の示唆に富んだご指摘を頂いたことに感謝を申し上げる。

参 考 文 献

- 飯田高（2020a）「民事訴訟記録調査の概要」『社会科学研究』第71巻第2号 P.5～26
- 飯田高（2020b）「民事裁判における自然人と法人—終局形態の分析—」『社会科学研究』第71巻第2号 P.131～153
- 太田勝造（2021）「民事訴訟における訴訟当事者と弁護士の関係性—2004年調査と2014年調査の比較—」東京大学社会科学研究所「超高齢社会における紛争経験と司法政策プロジェクト」ディスカッション・ペーパー・シリーズ No. 29
- 幸田功・岡本弥・三宅敦史（2021）「民事裁判に対する満足度および信頼度の要因分析」『神戸学院経済学論集』第53巻第3号 P.147～168
- 齋藤宙治（2020）「民事訴訟における代理人に関する基礎的分析—10年間の人数変化と訴訟結果の傾向—」『社会科学研究』第71巻第2号 P.99～110
- 佐伯昌彦（2020）「訴訟上の和解の規定要因についての探索的検討—代理人の役割に注目した訴訟記録調査の分析—」『社会科学研究』第71巻第2号 P.53～98
- 森大輔（2020）「民事裁判にかかる時間—イメージと実際—」『社会科学研究』第71巻第2号 P.111～130